

公務労協2012春季生活闘争方針

I 情勢の特徴

1. はじめに

経済の成長と活性化が、少子高齢化、格差問題、雇用問題等の社会的課題を解決する最も有効な手法であるとする考え方や政策は、もはや限界にきているのではないだろうか。

経済成長を政府の政策の中心に据えることは、政治的に魅力があった。なぜなら、影響力のある様々な集団に重要な利益をもたらしたからである。経営者にとって、経済成長は新しい市場、売上の増加、利益の増大を約束するものであった。勤労者にとっては、福利厚生が整った高い賃金の仕事が増加することを意味した。政治は、経済成長を促す政策の費用を増税をせずに賄える方法と考えた。しかし、経済成長には限界がある。

経済成長至上主義は、限りある資源の枯渇を促し、温暖化や環境破壊を招き、生命の危機をも生じさせている。また、市場の暴走を容認した上、その失敗を補うために行われた巨額の財政支出は、国民生活を保障する福祉を抑制・切り捨てたあげく国家そのものの存在をも揺るがす事態となっている。今、求められているのは、小泉政権以降強調され政権交代後も変わることなく継続されてきた経済成長最優先の政策を見直し、幸福を等しく実感できる公平・公正な分配を実現する政府の役割と政策の具体化にある。

公務労協は、「国民の暮らしや生活に蔓延する「閉塞感」を打破するとともに、日本経済をデフレ循環から脱却させ、活力ある社会への転換、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざす連合の取組み」に結集し、働きがいのある人間的な労働を中心とする「ともに生きる社会」の創造と、それを支える公共サービスの実現をはかることとする。

2. 混迷化する政治と国政の停滞～第179臨時国会の経過と到達点

今日の政治状況は、政権争いという政局に埋没し、現実的課題への対処を最優先で構成されている。また、深刻なポピュリズム化（「複雑な政治的争点を単純化し、いたずらに民衆(マスコミ)の人気取りに終始し、真の政治的解決を回避するもの」）は、政治家による政治家の統制がはかられていないもと、現実と原理・原則を放棄した際限ない大衆迎合政策への暴走と、政治家主導の生み出す、果てしない迷走状態に陥る可能性が危惧される。

一方、戦後わが国は、衆参で多数派が異なるいわゆる「ネジレ国会」を、1947年5月

～1956年12月、1989年8月～1993年8月、1998年7月～1999年10月に経験している。そして、衆議院の選挙制度が小選挙区比例代表並立制に変更された1996年以降、二大政党制が進展するにつれ、衆参両院を横断した政権交代をめぐる争いが熾烈となり、2007年8月～2009年7月の「ネジレ」状態は、当時野党第一党の民主党が参議院の優勢を利用して自公政権を追いつめ、2009年8月の総選挙で政権交代を果たすこととなった。なお、2007年8月～2009年7月の「ネジレ国会」において与党の自民・公明の両党は、衆議院における再議決によって重要法案を成立させることができた。しかし、2010年7月以降、現在に至る「ネジレ国会」において、政府・与党は、衆議院で再議決に必要な議員数を確保していないため、政権運営は過去に例のない難渋を極め、国難ともいえる東日本大震災の復旧・復興の遅れをはじめ、極めて深刻な国政の停滞を招いている。

東日本大震災の復旧・復興に係る第3次補正予算及び関連法案そして震災関連法案を最重要課題として10月20日に開会された第179臨時国会は、補正予算成立に向け協力する姿勢を明らかにする一方で早期解散総選挙を求め政局に終始する自民党を中心とする野党側の対応と、TPP問題等に係る民主党内の対立のもと、混迷と混乱を極めることとなった。とくに、補正予算が成立した11月21日以降の国会運営は、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案（以下「臨時特例法案」という。）、郵政改革法案（12月1日提案理由説明）、労働者派遣法改正案、選挙制度改革等の取扱いが焦点化したものの、終盤に至っての一部閣僚への問責決議案提出の検討等、対決姿勢を鮮明化する野党の動向とこれによる与野党対立が深刻化するもと、復興庁設置法案及び復興特別区域（特区）法案の処理を最終として、会期の延長がされることなく12月9日に閉会した。

10月28日の閣議決定（「公務員の給与改定に関する取扱いについて」）において、人事院勧告の不実施と臨時特例法案の早期成立を期すことを決定した政府に対し人事院と自民党は、国会論戦を通じた反論と追及を繰り返した。そして、公明党との共同提案とされた給与に係る自民党の対案骨子が明らかとなった11月下旬以降、臨時特例法案により削減される給与が復旧・復興の財源として充当する方針のもと、民主党は自民党・公明党との三党協議に臨むことを決断した。具体的には、12月1日の三党政調会長会談を踏まえ、翌2日に両院総務委員会理事を中心とする実務者協議を実施した。しかし、会期末を控え延長についての判断を余儀なくされた日程的限界を考慮し、他方で第179臨時国会において、国家公務員制度改革関連4法案の「決着」はもとより「審議入り」及び「年内の野党との協議、成立に向けた合意形成」をはかることが不可能となった現実を踏まえ、民主党は、12月5日に予定された実務者協議の延期を自民党・公明党側に申入れた。そして、第179臨時国会は12月9日の会期末を迎え、臨時特例法案及び国家公務員制度改革関連4法案のいずれも審議に付されることはなく、第180通常国会に継続されることとなった。

3. 危機的な財政状況と公務・公共サービスを取り巻く情勢

ギリシャのパパンドレウ政権が同国の財政赤字の規模を上方修正し、金融市場が動揺してから2年余が経過、財政赤字問題に端を発するヨーロッパの金融不安が、世界経済を震撼させている。財政赤字の拡大により国債利回りの急騰を導き、それが金融システムの危機を引き起こし、実体経済の悪化につながり、さらに財政が悪化するという悪循環は、すでにイタリアへと拡大している。国際通貨基金（IMF）の監視を受ける事態となったイタリアは、公的債務残高が対GDP比127%（OECDの2010年統計、日本は200%）ながら、すでに国債利払いなどを除いた基礎的財政収支は黒字を達成している。

一方、政府債務の国外保有比率が6.9%（IMF 2011年見通し）で1400兆円の個人金融資産に支えられた安全神話のもと、わが国の公的債務は2012年度末残高が1050兆円超（財政投融资特会国債残高を含む）に達する見通しにある。また、給与の独自削減や財政健全化の努力により地方財政全体では基礎的財政収支がすでに黒字化（国民経済計算～経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国連の定める国際基準（SNA）に準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成）している一方で、国は2009年度に△9.2%、2010年度は△7.1%と依然として債務増加を前提とした財政構造にある。

イタリアの財政・金融危機は、ヨーロッパを覆うユーロ危機の中での飛び火として、わが国にとって対岸の火事と評価してよいのだろうか。財政状況や高齢化等の社会事情が似通う両国の現状を踏まえ、EUのような救済・支援機能を持たず孤立無援の成熟債権大国であるわが国のとくに国の財政に係る再建に向けた可及的そして建設的な議論と対応が不可避となっていることを認識する必要が求められている。

政府は、2011年12月24日、「日本再生元年予算」と題した一般会計総額90.3兆円（対前年度比△2.2%）の2012年度予算案を閣議決定した。予算案の特徴は、①新卒者就職支援、②保育所運営費拡充、③35人学級の小2への導入、④地方交付税増額（金利変動準備金・交付税特別会計繰越金活用）、⑤若年就農者給付金、⑥中小企業向け円高対策等、厳しい財政事情のもと国民生活に最低限配慮した措置をはかったものといえる。ただ、東日本大震災復興特別会計の創設、基礎年金国庫負担の年金交付国債による処理等により、実質的な予算規模は過去最大の96兆円超となり、これに対し新聞各紙は「危機感がなすぎる」「まやかしの目標達成」「奇策で財政危機は克服できぬ」「日本再生の看板が泣く野田予算案」「消えうせた政権公約」「徹底した歳出削減が問われる」と酷評し歳出の削減・切り込み不足を指摘した。このような無原則・無秩序な批判と、与野党間及び与党内対立を煽ることを目的化したマスコミの論調が財政再建を阻む最大の要因であり、社会保障費（26.4兆円）と地方交付税（16.6兆円）で税収（42.3兆円）を上回るという財政の構造的限界のもと、冷静な財政再建論議を困難なものとしている。

地方自治体における普通会計の状況は、依然として財政構造の硬直的な状態が続いて

いる。2010年度の都道府県普通会計の決算概要においては、歳入・歳出総額が前年度を下回り、職員給は9年連続の減少となった一方で、扶助費は生活保護費の増加等により対前年度13.6%増となっている。また、市町村については、歳入・歳出総額ともに4年連続で増加しているものの、人件費は11年連続で減少、扶助費は都道府県と同様に生活保護費の増加等により対前年度24.7%増となっている。なお、経常収支比率は都道府県で91.9%(対前年度4.0ポイント低下)、市町村で89.2%(対前年度2.6ポイント低下)となっており、財政健全化への懸命の努力が行われているものといえるが、一方で扶助費の増加つまり生活保護の急増は受給者数206万人(2011年9月末速報値)を突破し過去最多を更新、景気や雇用情勢が好転しないもと、多くの人を経済的に困窮していることを改めて示すこととなった。

行政刷新会議は、独立行政法人の制度・組織見直しに向け、2011年内に改革案をとりまとめるとして、分科会を設置し検討を進めてきた。これに対し、政府の責任による当該職員の雇用確保を最低限として、国民生活の安心・安全を脅かす事業の効率化は容認できないとの立場を基本に内閣府担当政務官交渉などに取り組んできた。一方、民主党は、行政改革調査会において独立行政法人改革について議論を進めるとし、政府側の検討状況のヒアリングを行うこととした。このため、行政刷新会議としての改革案とりまとめは越年することとなった。引き続き、政府および民主党の動向を注視しつつ、改革案のとりまとめとその後の法案化作業等への対策の強化が重要となっている。

地域主権戦略会議は、国の出先機関改革の課題である①広域的实施体制の枠組み、②移転対象事務・権限の範囲(経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を対象)、③人員移管等の枠組みなどにかかる検討を進め、2011年12月26日の第15回会合において出先機関改革の「方向性」を確認した。今後、この「方向性」を踏まえ具体の議論を進めるとしている。引き続き、改革によって行政サービスが低下しないこと、総人件費削減の手段としての改革としないこと、人員移管に当たっての雇用・労働条件の確保を基本に対策をはかる必要がある。

政府・与党社会保障改革本部が、2012年1月6日に決定した「社会保障・税一体改革素案」は、「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設に関する社会的な合意に向けて、議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組むとしている。また、新しい年金制度の創設までには一定の時間を要することから、現行制度の改善をはかり、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本とした被用者年金の一元化を提起している。一元化の具体的内容は、2007年法案をベースに第180通常国会への法案提出に向けて検討が進められることから、職域相当部分の取扱い等に関する対策を強化する必要がある。

4. 連合「2012春季生活闘争方針」

連合は、2012春季生活闘争に臨む基本的な考え方について、①賃上げ要求について、「格差是正、底上げ・底支えの観点から、すべての労働者を視野に入れ、すべての構成組織、企業別組合がおかれた状況のもとで、適正な成果配分を追求する闘争の展開」、②総実労働時間の縮減によるワーク・ライフ・バランスの実現、③企業内最低賃金の取り組みの抜本強化、④一時金水準の向上・確保、⑤ワークルールの取組み、⑥男女間賃金格差是正の取組み、⑦「運動の両輪」としての「政策・制度実現の取組み」を展開することとしている。そして、総人件費の抑制による国際競争力強化という経営からの脱却とともに、厳しい経営環境下において労使で危機感を共有し、政策協議、政労協議、大衆行動を連動させ、社会的合意に結び付けていくことを提起している。

II 基本的な立場と取組みの考え方等について

第179臨時国会における臨時特例法案及び国家公務員制度改革関連4法案の経過を踏まえ、2012春季生活闘争の推進にあたっての基本的な立場を以下のとおり設定する。

- 2000年12月の行革大綱閣議決定以降、2009年9月の政権交代を踏まえ、国家公務員制度改革関連4法案を到達点とする公務員制度改革・労働基本権の確立に係る対応の最終期限を第180通常国会期とする。
- 東日本大震災の復旧・復興に向けて、公務公共に従事する労働組合としての社会的責任を果たすため対応を継続・強化する。
- 連合傘下の構成組織の集合体として、連合方針に基づく諸活動の推進をはかる。
- 国民が安心して暮らすことのできる社会を支える公共サービスの再構築に向けて、「2012年良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。

また、政権交代から2年4ヵ月、そして衆参で多数派が異なる「ネジレ国会」等、複雑かつ困難な政治情勢のもと、民主党を中心とする政権への対応と関係について、国家公務員の使用者たる性格と地方自治体及び独立行政法人・政府関係公益法人等の職員の勤務条件等に重大な影響力を有する政府に対し、改めて、自民党を中心とするこれまでの政権との関係とは異なる有意義な労使関係を構築することを求める。そして、2012春季生活闘争を公務・公共サービスのあり方をはじめとした日本社会の将来を創造する活動として、その取組みの考え方等について、第一にすべての公共サービス労働者の生活の確保と格差是正をはかること、第二に良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築すること、第三にこれらの取組みを通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、組織の総力をあげた取組みを展開する。

Ⅲ 重点課題

1. ディーセント・ワークの実現

連合は、マクロ的観点から、すべての労働者のために1%を目安に配分を求め、労働条件の復元・格差是正に向けた取組みを進め、非正規労働者の正規化と処遇改善、底上げ・底支えのための最低賃金の引き上げ、公平で透明な税制改革、セイフティネットとしての社会保障制度の改革・再構築、雇用形態間の格差拡大を縮小・阻止するための均等待遇の原則や男女平等参画社会の促進、ワーク・ライフ・バランスの実現、働き方のルールの再構築、を通じて日本におけるディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を実現していく必要を提起している。

公務労協は、これらの方針に基づく具体的な取組みを、構成組織の実情に応じて推進する。なお、各構成組織は、公共サービス基本法第11条が、公務員か民間労働者かを問わず、あるいは雇用・任用形態に関わりなく「従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」に関し、国及び自治体に対する努力義務を課していることを踏まえ、組織内外の関係労働者の勤務条件や労働環境の具体的な改善をはかるため、2012春季生活闘争における労使交渉課題としての取組みを必須とする。

2. 2012年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体化

小泉政権以降継続されてきた新自由主義に基づく構造改革路線がもたらした格差の拡大と貧困の増加は、もともと市場経済が作り出したものに他ならない。そして、変わらぬ市場を万能とする期待が、経済成長最優先の政策のもと、結果として低価格競争と雇用破壊そして賃下げ競争の悲劇的悪循環を招いている現実を放置することはできない。一方、2008年秋以降の世界的な経済危機により明らかになった雇用や社会保障等における公共サービスの脆弱さに対しては、現物(サービス)給付の重視を前提とした公共サービスの再構築が不可欠である。公務労協は、2009年5月の公共サービス基本法の制定を踏まえ、2010年春季生活闘争より新たな活動段階に移行した「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」について、①公共サービス基本条例の制定、②公務・公共部門の雇用拡大に重点を置いた活動の具体化をはかる。

(1) 公共サービス基本条例の制定に向けた対応

地方自治の本旨に基づくとともに、多くの公共サービスが地域そして自治体に基盤を置くものであることから、すべての地方自治体において「公共サービス基本条例」を制定することを求める。各地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携のもと、自治体首長提案または地方連合会組織内議員等による議員立法をめざすこととする。また、具体的な取組みを以下により展開する。

① 取組みの重点として、2011年春季生活闘争において指定したモデル地方公務労協

(地方連合会官公部門連絡会)を継続・拡大し、全国8ブロック(北海道・東北、関東・甲州、北陸・信越、東海、近畿、中国、四国、九州)毎都道府県単位に選定し財政措置を講じる。なお、モデル地方公務労協(地方連合会官公部門連絡会)の募集・選定・財政措置の具体的な内容等は、運営委員会において決定する。

- ② 政策制度中央集会と兼帯し、2012年公共サービスキャンペーン開始中央集会を開催する。
- ③ 各都道府県において、地方連合会との連携により、「公契約条例と公共サービス基本条例の制定を求める都道府県等集会」を開催する。また、各都道府県単位などにおいて、「公契約条例と公共サービス基本条例の制定をめざす会」を発足する。
- ④ 宣伝活動を含めた具体的な取組みの内容・方法等については、〈別記〉によることとする。

(2) 公務・公共部門の雇用拡大について

新自由主義のもとでの「危機の時代」にピリオドを打つとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現する国の将来像を導くため、①少子高齢化社会への対応、②東日本大震災の復旧・復興、③格差社会からの転換、④雇用情勢の改善とデフレの解消を目的とする「公務・公共部門の雇用拡大アクション」について、2012春季生活闘争期を取組みの準備期間と位置付け、以下を柱として、社会的発信力と浸透度をも意識した構想を立案する。

「公務・公共部門の雇用拡大アクション」の具体化に係る構想の骨格(案)

1. 前提と環境

- グローバル化した経済構造下での企業意識(社会的責任と従業員擁護の姿勢を放棄し、企業の価値と株主利益そして経営者の保身を優先)のもと、民間及び市場依存政策(経済成長優先)の限界
- デフレ経済に拍車をかけた「失われた雇用」(過去20年間、製造業は急速に国内から海外に生産拠点を移し、約5百万人もの雇用を喪失)
- 公共事業主導型から少子高齢化社会に対応した社会システムへの移行において、政策的対応が極めて不十分な雇用環境の整備等(低廉・不安定な雇用と受給のミスマッチ)
- (意外にも)国民が望んでいるのは、「税負担は重いが、社会保障などの行政サービスが手厚い「大きな政府」そして「豊かさはそれほどないが格差が小さい国」
- 東日本大震災への対応を踏まえ、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復をはかる必要

2. 基本的な立場等

すでに我が国が、OECD諸国の中でも最悪に近い格差社会にあることを踏まえ、育児・介護・医療・教育・福祉等の公共部門における雇用を拡大することは、少子高齢化社会に対応するとともに、依然として最悪の状況にある雇用情勢を改善し、デフレギャップの解消と格差の縮小をはじめとする今日の経済・社会的問題を解決する有効な手段である。

3. スケジュール等

中期5年程度の期間を想定し、当面の焦点を次期総選挙（2013年夏？までの1年半程度）におく。なお、諸活動等は短期集中型ではなく中長期継続・分散型の対応とし、おおよその活動計画を策定する。

4. 具体的な活動等

- 定期的なイベント・集会等（地方開催の検討）
 - ※ 例えば、目的4項目（①少子高齢化社会への対応、②東日本大震災の復旧・復興、③格差社会からの転換、④雇用情勢の改善とデフレの解消）等について学者に論文等の執筆を要請し、終了後に講演会を開催する等
- マスコミの活用を含めた大衆的宣伝
 - ※ 従来の中核紙等への広告以外に、例えば、三陸鉄道の車内広告等、大震災の復旧・復興への援助等
- 対政府・政党、対自治体要請等

5. 準備素材のテーマ等

- 公務員（数）の現状…OECD比較の分析・検証
- 提供サービスの国際比較…未資料
- スウェーデンにおける公務・公共機関及び関係労働者と国民との信頼性、EU(イタリア)におけるソブリン危機の実情に係る現地調査の実施
 - ※ 参考…「小さな子どもをもつ母親のために、公的部門でのパートの仕事を増やす努力がもつとなされてよい。スウェーデンはこの手法で大きな成功を収めている。スウェーデンの母親は、多くの時間を小さな子どもたちと過ごしているが、それでも就業率は高い。」（「幸福の研究」東洋経済新報社 デレック・ボック元ハーバード大学学長）
- 財政の経過～「必要な金を集めず、借金に依存」
 - 20年前との定点比較で、国債費の増は「社会保障費の自然増」と「税込大幅減の補填」錯覚によるムダ削減（限界）は、真に必要な政策にブレーキ
 - 膨大な国債の利払い（年10兆円）の行方と機能
- 「一国経済・正味資産」～「民間資金の流動性の罫（ケインズ）」
- 主要産業の従業員数のトレンド～製造業500万人減
- 少子高齢化に対応した医療・福祉・介護は、成長産業か？
 - 成長か否かではない、拡大・充実が必要不可欠なサービス
 - 劣悪な労働条件がサービスの拡充を阻害

- 弱い民間の事業展開意欲
 - ・ 理想論の域を出ない「新たな公共論」と迫られる現実
 - ・ 公務・公共の出番

民意～世論は大きな政府を支持
増税不可避なら政府直接雇用が有効
所得再配分後の相対的貧困率の改善による格差解消（小泉構造改革路線の修正）
 - 300万人（失業者）の雇用待機を吸収
 - 政治的選択肢の明確化
 - 「頑張っている公務員」
- ※ 東日本大震災の救援に焦点化して、例えば、消防、水道、教育等

3. 政策制度要求の実現に向けた取組み

「2012春季生活闘争における賃金・労働条件改善の取組み」と「運動の両輪」として、①新成長戦略の推進による雇用創出・人材育成、地域活性化に向けた中小企業・地場産業等の育成・支援、②安心社会を支える社会保障・税の一体改革の実現、③生活できる水準への最低賃金の早期引き上げ、④非正規労働者の均等・均衡処遇の確立、⑤民主的な公務員制度改革と労働基本権の確立、⑥公契約基本法の制定を含む公契約の適正化等、連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組みを進める。

4. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組み

第179臨時国会における経過は、臨時特例法案及び国家公務員制度改革関連4法案に係る与野党の対立軸を鮮明化することとなった。第180通常国会は、今日の混迷する政治情勢を踏まえ、臨時特例法案及び国家公務員制度改革関連4法案、そして地方公務員の労働関係に関する法律案等について、一国会における決着をはかる局面として認識し、成立か廃案かという二者択一を覚悟するとともに、政権交代以降その成果を明らかにする最終的な場面としての対応・対策の強化をはかることとする。なお、情勢の推移に応じて対策本部会議等を開催し、具体的な対応及び取組み等を提起する。

5. 地方分権改革・国の出先機関の見直し、独立行政法人及び政府関連公益法人等の見直し及び行政刷新・事業仕分けへの対応

国の出先機関改革に対しては、地方分権改革対策委員会を中心に、国と自治体の役割分担と事務・権限、財源などについての十分な検討、広域的实施体制にかかる課題の解消及び国家公務員の雇用・労働条件の確保を求め、対応・対策の強化をはかることとする。

独立行政法人及び政府関連公益法人等の見直し及び行政刷新・事業仕分けに対しては、公共サービスの質と雇用の確保を最低限として、行政刷新会議対策委員会を中心に対策を進める。なお、基本的理念の追求と雇用確保策の制度化は、公務労協としての統一对応を基本とし、個別法人見直しへの対応は、当該構成組織による個別の具体的課題への対策を基礎とする。

6. 社会保障改革・被用者年金一元化への対応

政府が第180通常国会に提出を予定している被用者年金一元化法案など社会保障制度改革法案に関わっては、連合「新21世紀社会保障ビジョン」を踏まえたものとなるよう取組みを進める。また、短期給付を含めた共済制度の全般について、官民均衡に留意した対応をはかることとする。

IV 賃金・労働条件に関する課題と統一要求基準

1. 賃金等の取組み

(1) 総人件費削減措置に対する取組みの強化と公務員給与の社会的合意の再構築

総人件費削減政策を巡っては、臨時特例法案が継続審議となったことを踏まえ、国家公務員制度改革関連4法案及び地方公務員の労働関係に関する法律案等とともに第180通常国会内決着をはかることとし、財政の論理を最優先した総人件費削減政策の転換を求める。また、公務員給与のあり方に対する社会的合意を再構築するため、自律的労使関係制度の確立を視野に入れ、使用者責任を迫及しながら取り組む。

(2) 公務・公共部門労働者の賃金水準の維持、改善を

2012春季生活闘争の賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、公務員連絡会・国営関係部会の要求の考え方を総合的に勘案し、公務・公共部門労働者の賃金水準の維持、改善、すなわち所得の維持と生活防衛に軸足を置いた要求を設定することとする。具体的には、「公務・公共部門労働者の賃金を維持し、改善すること」とし、関係当局にその実現を求める。

2. 非常勤職員の雇用確保と処遇改善の取組み

(1) 各構成組織は、本年も必ず関係当局に対して非常勤職員に関わる要求((ア)非常勤職員の悉皆調査の実施、(イ)時間給30円以上の引上げ、(ウ)雇用の安定的確保、(エ)新たに整備された育児休業等を含む諸休暇の円滑な取得保障など)を提出し、交渉を実施する。また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する「職場から始めよう運動」、格差是正、底上げ・底支えなどの取組みを全力で進

める。

- (2) 政府に対して、非常勤職員の雇用・身分等の差別的取り扱いを解消するため、非常勤職員制度を法律上明確に位置付け、勤務条件等について均等処遇の原則に基づいて、関係法令、規則を適用することを求めて取り組む。

3. 65歳までの段階的定年延長の実施に向けた取組み

- (1) 人事院の意見の申出に基づく65歳までの段階的定年延長の実施を2012年の取組みの最重要課題として位置づけ、全力で取り組む。
- (2) 2013年度からの公的年金の支給繰り延べに合わせて定年延長が実施されるよう、国家公務員制度改革推進本部との交渉・協議を強化する。また、退職手当や共済組合制度等の取扱いについても、関係当局に対し、要求の実現を求めていく。

4. 労働時間等の取組み

- (1) 労働時間の短縮、休暇、休業制度の拡充を雇用創出・多様就労型ワークシェアリングやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた課題として位置づけ、年間総実労働時間1800時間、本格的な短時間勤務制度の実現などを求め、取組みを進める。
- (2) 総実労働時間の短縮に向け、超過勤務縮減の取組みを一段と強化する。具体的には、在庁時間削減の取組み状況を踏まえ、その拡大・深化を含め、政府に対して超勤命令の徹底や厳格な勤務時間管理、実効性のある超勤縮減策を取りまとめるよう求める。また、東日本大震災への対応を含め、超過勤務手当の全額支給を求める。

5. 男女平等実現に向けた取組み

- (1) 改定された「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」の着実な実施、メンター制度の実効性確保に向けた取組みを進める。
- (2) 新成長戦略に掲げられた男性の育児休業取得目標2020年13%を実現するための具体策を求める。

6. 退職手当及び公的年金一元化に対する取組み

人事院が実施した民間企業の企業年金及び退職金調査結果と見解表明に対し公務員連絡会が行う交渉を踏まえ、支給水準見直し、希望退職制度の検討や定年延長に関わる制度見直しに対しては、要求の実現を目指して総務省に対し十分な交渉・協議を行い、合意に基づいて作業を行うよう求める。

また、公的年金の一元化に対しては連合と連携しつつ、共済組合制度の維持を基本として取り組む。

7. 統一要求基準(案)について

以上の考え方を踏まえ、賃金・労働条件に関わる公務労協としての2012春季生活闘争の統一要求基準(案)を以下の通りとする。

<2012春季生活闘争の賃金・労働条件等に関する統一要求基準(案)>

(1) 賃金水準の維持、改善等について

- ① 2012年度の公務・公共部門労働者の賃金を維持し、改善すること。
- ② 公務員給与のあり方に対する社会的合意を得るよう、使用者責任を果たすこと。

(2) 非常勤職員の雇用確保と処遇の改善について

- ① 非常勤職員の雇用・身分等の差別的取り扱いを解消するため、非常勤職員制度を法律上明確に位置づけることとし、勤務条件等について均等処遇の原則に基づいて関係法令、規則を適用すること。
- ② 非常勤職員の処遇を抜本的に改善すること。当面、2012年度については、時間給を30円以上引き上げること。

(3) 65歳までの段階的定年延長の実施について

- ① 雇用と年金の接続方法については、人事院の意見の申出に基づき、65歳までの段階的定年延長を行うこととし、2013年度から実施すること。
- ② 国家公務員制度改革推進本部における具体的な検討に当たっては、定年のみならず関連する見直しが重要な勤務条件に及ぶことを踏まえ、十分に交渉・協議、合意すること。
- ③ 制度官庁における定年延長に伴う退職手当や共済組合制度等の検討についても、十分に交渉・協議、合意すること。

(4) 労働時間等について

- ① 公務・公共部門労働者のワーク・ライフ・バランスを確立し、雇用創出・多様就労型のワークシェアリングを実現するため、(ア)年間総実労働時間1,800時間への短縮、(イ)本格的な短時間勤務制度の実現、などを図ること。
- ② 政府全体として超過勤務縮減のための体制を確立し、厳格な勤務時間管理と実効ある超過勤務縮減策を実施すること。

(5) 男女平等の実現について

公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、改正された女性国家公務員の採用・登用拡大の指針に基づく取組みを進めるとともに、新成長戦略に掲げられた男性の育児休業取得目標2020年13%の実現、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施すること。

(6) 退職手当について

民間企業の退職金調査結果等に基づく見直しを行う場合には、十分に交渉・協議し、合意に基づいて作業を行うこと。

(7) 公的年金制度の一元化について

将来にわたっての公的年金制度の安定を確保するとともに、共済組合制度の沿革を踏まえ、制度の維持を基本とすること。

V 2012春季生活闘争の具体的進め方

1. 要求提出

- (1) 公務員部会（公務員連絡会） 2月24日
- (2) 国営関係部会 3月上旬までに提出
- (3) 民主党を中心とする政権のもとで、公務員の使用者としての政府と公務労協との関係を確立するとともに、公共サービス労働者の生活改善をはかる取組みを推進するため政府・官邸との交渉・協議を実施する。

2. 具体的な取組みと行動日程

- (1) 1月25日に地方公務労協、地方連合会官公部門連絡会担当者への方針説明会を開催する。
- (2) 公務員部会・国営関係部会は、要求提出以降、各々に交渉・行動及び山場の設定をはかるとともに、取組みの連携を強化する。
- (3) 2012年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの活動のスタートとして、「2012年公共サービスキャンペーン開始中央集会」を開催する。
各地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携により「公契約条例と公共サービス基本条例の制定を求める都道府県等集会」を開催する。
また、集会に連動して地域におけるチラシ・ビラ配布行動を配置する。
宣伝活動を含めた具体的な取組みの内容・方法等については、＜別記＞によることとする。
- (4) 日本郵政グループ労働組合（J P 労組）の春季生活闘争について、情報交換等を通じた取組みの連携をはかることとする。
- (5) 連合及び地方連合会が主催する諸集会・行動に積極的な参加をはかることとする。

VI 2012春季生活闘争の経費と分担金

分担金総額を8,300,000円とし、各構成組織ごとの具体的な分担金額及び経費については別紙のとおりとする。

<別記>

2012年公共サービスキャンペーンの春季生活闘争期等 における具体的な取組みについて

1. 活動期間

2012年2月～7月とする。

2. 具体的な取組み

(1) 中央集会の開催

- ① 名 称 「公契約条例と公共サービス基本条例の早期制定を求める中央集会」（仮称）
- ② 日時・会場 2月～3月（調整中）
- ③ 主 催 公務公共サービス労働組合協議会
- ④ 後 援 連合

(2) 各都道府県等における活動等

- ① 活動期間 2012年3月～7月
- ② 活動内容等

ア、各都道府県における活動等

a 春季生活闘争期を中心として、各都道府県段階において、地方連合会との連携により、「公契約条例と公共サービス基本条例の制定を求める都道府県等集会」を開催する。なお、条例制定を視野に入れ、地方議員への呼びかけ、対自治体要請などを合わせて追求する。

b 「公契約条例・公共サービス基本条例の制定をめざす会」（以下「めざす会」という。）の立ち上げに取り組み、「めざす会」による条例制定に向けたシンポジウム等を開催する。「めざす会」およびシンポジウムの構成等は以下を基本とする。なお、「めざす会」と同様の推進組織を結成し、シンポジウムを開催した地域においては、引き続き、条例の制定に向けて取り組むこととする。

（めざす会）

公務労協構成組織のみならず、民間構成組織や地域のNPO、有識者、地方議員等幅広い関係者で構成することとし、その結成に向けた学習会、準備会の開催に取り組むこととする。

（シンポジウム）

- ・首長をはじめ幅広い参加を呼びかける。
 - ・都道府県内またはブロック地域内の全市町村の政策担当者にも参加を呼びかけるため、関係市町村に対する要請行動を行う。
 - ・早稲田大学メディア文化研究所の研究員等の参加を要請するなど、2011年度のモデル地域の取組みを参考にする。
- c 各地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会への支援金は、原則「公共サービス基本条例・公契約条例制定を求める集会」の開催を対象とし、企画案及び報告書を提出する。なお、支援金額は20万円とする。
- イ、モデル地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）における活動等
- a 取組みの重点として2011年に指定したモデル地方公務労協を継続・拡大し、全国8ブロック（北海道・東北、関東・甲州、北陸・信越、東海、近畿、中国、四国、九州）ごとに都道府県単位に指定し財政措置を講じることとする。
- b すべての地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）が取組みの参考とするため、モデル地方公務労協（地方連合会官公部門連絡会）における活動を集約した実践集の作成等を検討し、取組みの共有化と社会的な世論形成をはかる。
- ウ、取組みの留意事項
- これまでの公共サービスキャンペーン活動の蓄積の活用をはかり、各構成組織の政策制度の取組みとの連携を重視する。

(3) 広報宣伝活動

① 2011年モデル地域の取組み事例の共有

地方代表者会議までにモデル地域の取組み事例集を作成し、経験を共有することとする。

② 「公共サービスニュースNo.3」の発行

市民にもわかりやすく、情報量が豊富なキャンペーン用の広報物として、「公共サービスニュースNo.3」（リーフレット、A4サイズ、4P）を全体で20万部程度作成し、各地方公務労協（地方連合会・官公部門連絡会）に2月初旬を目途に送付する。

③ 社会的な理解を広げる取組み

公務労協・公共サービスキャンペーンホームページ等の充実をはかる。

3. キャンペーン活動の日程等（2012年1月～7月）

月	公務労協諸会議等	活動等
1月	19 第3回拡大運営委員会 24 第13回代表者会議 25 地方代表者会議 ※ 方針等説明 ※ モデル地域募集	
2月	16 第4回拡大運営委員会 ※ モデル地域決定 ○○ 中央集会（～3月）	初旬 リーフレット発送等 「都道府県単位の集会等」 「めざす会」準備 15 モデル地域募集締切
3月 7月		都道府県集会の開催 めざす会結成・シンポジウム開催へ

